ASTI

ＡＳＴＩ株式会社
証券コード　6899

第 61 回
定時株主総会
招集ご通知

日 時

2024年６月21日（金曜日）10時30分
（受付開始：９時45分）

場 所

静岡県浜松市中央区板屋町110番地17
ホテルクラウンパレス浜松　４階　芙蓉の間

議 案

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件

本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
https://p.sokai.jp/6899/

スマート招集

会場及び日時変更のお知らせ

会場と日時が昨年と異なります。
表紙の日時、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えないようお願い申しあげます。

工場見学会について

株主総会終了後、ご出席の株主様を対象に掛川工場の見学会を開催いたします。
なお、工場見学会の終了時刻（ホテル帰着）は、16時頃の予定です。
また、昼食はご用意させていただきます。

証券コード　6899
2024年６月５日

株　主　各　位

静岡県浜松市中央区米津町2804番地
ASTI株式会社
代表取締役社長　波 多 野 淳 彦

第61回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第61回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】
https://www.asti.co.jp/ir/stockholder/

【株主総会資料　掲載ウェブサイト】
https://d.sokai.jp/6899/teiji/

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

（上記の東京証券取引所ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ＡＳＴＩ」又は「コード」に当社証券コード「6899」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年６月20日（木曜日）午後５時までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

［インターネットによる議決権行使の場合］
５頁記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認いただき、議案に対する賛否を前頁に記載の行使期限までにご入力ください。

［書面（郵送）による議決権行使の場合］
議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、前頁に記載の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬　具

記

１．日　　時　2024年６月21日（金曜日）
午前10時30分（受付開始：午前９時45分）

２．場　　所　静岡県浜松市中央区板屋町110番地17
ホテルクラウンパレス浜松　４階　芙蓉の間
（末尾「株主総会会場ご案内図」ご参照）

３．目 的 事 項
報 告 事 項　１．第61期（2023年４月１日から2024年３月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第61期（2023年４月１日から2024年３月31日まで）
計算書類報告の件

決 議 事 項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件

４．招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）
(1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
(2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
(3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
(4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方１名を代理として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以　上

◎当日のご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、１頁に記載のインターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
①　連結計算書類の「連結注記表」
②　計算書類の「個別注記表」
したがいまして、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主様の大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。

インターネットで議決権を行使される場合

次頁の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2024年６月20日（木曜日）
午後５時入力完了分まで

書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2024年６月20日（木曜日）
午後５時到着分まで

株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

2024年６月21日（金曜日）
午前10時30分
（受付開始：午前９時45分）

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

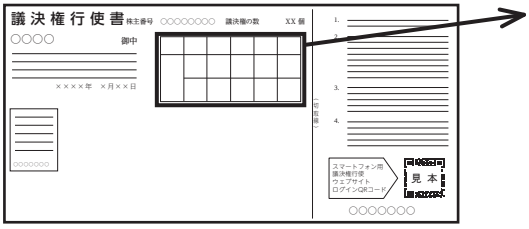

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第１号議案

- 賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印

第２号議案

- 全員賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 ≫ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

インターネット及び書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

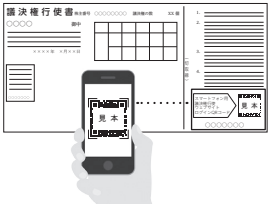

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は１回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　https://www.web54.net

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120－652－031（フリーダイヤル）
（受付時間　９：00～21：00）

事　業　報　告

（2023年４月１日から
2024年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におきましては、新型コロナウイルス感染症に対する行動制限の緩和により、経済活動は緩やかな回復基調となってまいりました。しかしながら、中国の不動産市場の低迷に伴う景気停滞、長期化するロシア・ウクライナ紛争や中東情勢の緊迫化、円安に起因する材料エネルギー価格の高騰など収益性低下の要因は引き続き解消されておらず、当社を取り巻く環境には、依然として厳しいものがありました。

このような状況の中、当社グループは、中期経営計画（VISION2025）の３年目として、低炭素社会の実現に資する関連製品の生産・開発拠点となる浜松工場の稼働開始及びBCP（事業継続計画）強化として設立したフィリピン子会社における生産品目の増大など、中期経営計画の実現に向けた取組を強化してまいりました。

当社グループの当連結会計年度の業績は、民生産業機器の販売減少により売上高は63,607百万円（前期比2.0％減）となりましたが、車載電装品の販売増加による付加価値の増加、生産及び物流の安定化に伴う生産性の向上等により、営業利益は2,234百万円（同18.0％増）となりました。経常利益は、円安により海外子会社における資産・負債の為替換算に伴う為替差益805百万円の発生により、3,081百万円（同47.1％増）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、2023年５月に稼働を開始した浜松工場に対する補助金278百万円の計上等により、2,695百万円（同78.2％増）となりました。営業利益・経常利益・親会社株主に帰属する当期純利益は、過去最高を更新しております。

［事業別売上高］

事業内容	第60期（2023年３月期）		第61期（2024年３月期）		前期比
	売上高	構成比	売上高	構成比	
車載電装品	18,117百万円	27.9%	21,742百万円	34.2%	20.0%増
民生産業機器	21,599百万円	33.3%	17,575百万円	27.6%	18.6%減
ワイヤーハーネス	25,081百万円	38.7%	24,174百万円	38.0%	3.6%減
その他	85百万円	0.1%	115百万円	0.2%	36.1%増
合計	64,883百万円	100.0%	63,607百万円	100.0%	2.0%減

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は、1,614百万円であります。

その主なものは、国内の生産拠点におきましては浜松工場の稼働にかかるインフラ投資等であり、海外におきましてはASTI MANUFACTURING PHILIPPINES INC.におけるワイヤーハーネス生産設備の増強によるものとなります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、新株又は社債の発行による資金調達は実施しておりません。

(4) 対処すべき課題

急激な円安による資材及び海外生産経費の急騰、国際的な往来の復活に伴う価格競争の激化など、当社グループを取り巻く経営環境は引き続き厳しい状況が続くものと予想されます。また、当社グループの主要供給先である四輪車、二輪車、民生産業機器の業界は、それぞれに大きな変動期を迎えています。当社グループとしては、変動する経済環境の中で、今後も成長を続けるべく需要の変化に機敏に対応して生産の重点を変えてまいります。中期経営計画（2021年度～2025年度）では、次の４分野を重点的に強化しております。

第１に「低炭素社会の実現に資する電子ユニット」です。地球環境問題を背景として世界的な脱炭素化の流れが加速しています。四輪車・二輪車は急速に電動化しています。従来培ってきた充電器、インバータ、DCDCコンバータの開発・生産技術を強化し、自社技術による製品受注を拡大していきます。日本における人材不足に対応するため、ベトナム・ダナン、インド・ハリアナの２拠点にR&D部門を設置しております。

第２に「重要電子機器をつなぐワイヤーハーネス」です。従来、ベトナム・ホーチミン工場における生産が主力でしたが、BCPを考慮し、フィリピンでの生産体制を構築し機能を拡充しております。また、外国人エンジニアの採用を進め、設計技術力の強化に努めております。

第３に「新規事業」です。従来、研究開発を行ってきた、メディカル関連製品、超音波関連製品の開発・生産を着実に進めるとともに、商材の販路拡大に注力してまいります。

第４に「海外における受注生産事業」です。新規受注商材の生産を着実に行うとともに品質管理体制を強化し、新たな受注拡大を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも相変わらぬご支援を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第 58 期 (2021年３月期)	第 59 期 (2022年３月期)	第 60 期 (2023年３月期)	第 61 期 (当連結会計年度) (2024年３月期)
売　　上　　高（百万円）	45,213	58,790	64,883	63,607
経　常　利　益（百万円）	1,381	840	2,095	3,081
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	1,390	702	1,512	2,695
１株当たり当期純利益（円）	444.83	224.85	483.89	862.25
総　　資　　産（百万円）	34,733	42,751	46,357	48,010
純　　資　　産（百万円）	17,938	19,276	21,104	24,318
１株当たり純資産額（円）	5,733.53	6,159.92	6,745.65	7,769.43

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
ASTI ELECTRONICS INDIA PRIVATE LIMITED	841,000千インドルピー	98.2%	車載電装品の製造販売 ワイヤーハーネスの製造販売
ASTI INDIA PRIVATE LIMITED	750,000千インドルピー	99.9%	車載電装品の製造販売 ワイヤーハーネスの製造販売
ASTI ELECTRONICS HANOI CORPORATION	8,000千米ドル	100.0%	車載電装品の製造販売 民生産業機器の製造販売 ワイヤーハーネスの製造販売
ASTI ELECTRONICS CORPORATION	5,000千米ドル	100.0%	車載電装品の製造販売 民生産業機器の製造販売 ワイヤーハーネスの製造販売
ASTI RESEARCH AND DEVELOPMENT VIETNAM CORPORATION	20,000百万ベトナムドン	100.0%	研究開発、製品設計、生産設備設計
杭州雅士迪電子有限公司	625,000千　円	100.0%	民生産業機器の製造販売
浙江雅士迪電子有限公司	9,150千米ドル	100.0%	車載電装品の製造販売 ワイヤーハーネスの製造販売
ASTI MANUFACTURING PHILIPPINES INC.	100,000千フィリピンペソ	99.9%	ワイヤーハーネスの製造販売

（注）特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(7) 主要な事業内容（2024年３月31日現在）

事業区分	主要な製品
車載電装品	各種電子制御ユニット エアコン制御システム コーナーセンサ バッテリー用充電器
民生産業機器	洗濯機用・食器洗浄機用電子制御基板 通信用スイッチユニット 産業用ロボットコントローラ基板
ワイヤーハーネス	四輪・二輪用ワイヤーハーネス 船舶用ワイヤーハーネス

(8) 主要な営業所及び工場（2024年３月31日現在）

主要拠点		所在地
当社	本社工場	静岡県浜松市
	浜松工場	静岡県浜松市
	都田工場	静岡県浜松市
	掛川工場	静岡県掛川市
	袋井工場	静岡県袋井市
子会社	ASTI ELECTRONICS INDIA PRIVATE LIMITED	インド共和国ハリアナ州
	ASTI INDIA PRIVATE LIMITED	インド共和国グジャラート州
	ASTI ELECTRONICS HANOI CORPORATION	ベトナム社会主義共和国ハノイ市
	ASTI ELECTRONICS CORPORATION	ベトナム社会主義共和国ビンズォン省
	ASTI RESEARCH AND DEVELOPMENT VIETNAM CORPORATION	ベトナム社会主義共和国ダナン市
	杭州雅士迪電子有限公司	中華人民共和国浙江省
	浙江雅士迪電子有限公司	中華人民共和国浙江省
	ASTI MANUFACTURING PHILIPPINES INC.	フィリピン共和国バタンガス州

(9) 従業員の状況（2024年３月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
車載電装品	1,033名	164名
民生産業機器	480名	△44名
ワイヤーハーネス	2,767名	△125名
その他	27名	△12名
全社（共通）	39名	1名
計	4,346名	△16名

（注）１．従業員数には、臨時従業員等は含んでおりません。
２．全社（共通）として記載されている従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減
673名	24名

（注）従業員数には、当社から社外への出向者（25名）を除いております。
なお、従業員数には、臨時従業員、パートタイマー及びアルバイトは含んでおりません。

(10) 主要な借入先の状況（2024年３月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社名古屋銀行	3,504百万円
株式会社静岡銀行	3,212百万円
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	3,026百万円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．会社の株式に関する事項（2024年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　　9,600,000株

(2) 発行済株式の総数　　3,417,006株（自己株式 291,207株を含む。）

(3) 株主数　　1,706名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
ＡＳＴＩ共栄会	238,211株	7.6%
ＡＳＴＩ従業員持株会	207,647株	6.6%
ビービーエイチ フオー フイデリテイ ロー プライスド ストツク フアンド (ﾌﾟﾘﾝｼﾊﾟﾙ ｵｰﾙ ｾｸﾀｰ ｻﾌﾞﾎﾟｰﾄﾌｫﾘｵ)	142,331株	4.6%
上田八木短資株式会社	121,800株	3.9%
株式会社名古屋銀行	79,200株	2.5%
東京短資株式会社	74,200株	2.4%
株式会社静岡銀行	72,000株	2.3%
ａｕカブコム証券株式会社	64,500株	2.1%
日本生命保険相互会社	62,240株	2.0%
松井証券株式会社	55,800株	1.8%

（注）１．当社は、自己株式を291,207株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

２．持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社取締役に交付した株式

該当事項はありません。

３．会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4．会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2024年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	波多野　淳　彦	経営本部長兼新規事業部長
取締役	原　一　隆	開発事業部長
取締役	深　田　弘　文	ハーネス事業部長
取締役 （常勤監査等委員）	百　鬼　直　樹	
取締役 （監査等委員）	捻　橋　かおり	辻巻総合法律事務所　弁護士 株式会社ＡＣＳＬ　社外取締役（監査等委員）
取締役 （監査等委員）	鵜　飼　裕　之	学校法人東邦学園　理事 学校法人東邦学園　愛知東邦大学　学長 株式会社トーエネック　社外取締役
取締役 （監査等委員）	栗　原　　博	一般社団法人日本テレワーク協会　会長 ギグワークス株式会社　社外取締役 株式会社ヒューマンライフ　社外取締役 株式会社サイバーセキュリティクラウド　社外取締役

（注）１．取締役（監査等委員）捻橋かおり氏、鵜飼裕之氏及び栗原博氏は、社外取締役であり、当社は各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

２．取締役（常勤監査等委員）百鬼直樹氏は、過去に経理業務に携わり、内部監査室長としての経験により、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。当社は、情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、百鬼直樹氏を常勤の監査等委員として選定しております。

３．当事業年度中の取締役の異動は次のとおりです。

①2023年６月23日開催の第60回定時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員）宮木啓治氏は任期満了により退任いたしました。

②2023年６月23日開催の第60回定時株主総会において、栗原博氏は新たに取締役（監査等委員）に選任され就任いたしました。

４．捻橋かおり氏の戸籍上の氏名は家田かおりであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、全ての取締役（監査等委員）と、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、全ての取締役（監査等委員）とも、同法第425条第１項に定める額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、被保険者の範囲を取締役とした会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が役員としての業務の遂行に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。なお、当該保険契約に係る保険料については、特約部分も含め全額当社にて負担しております。

ただし、被保険者が違法に利益または便宜の供与を得たこと、犯罪行為または法令に違反することを認識しながら行った行為等に起因する損害賠償は、当該保険契約によっても填補されません。

(4) 取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容の決定方針に関する事項

イ．当該方針の決定方法

取締役の報酬等の決定方針は、独立社外取締役が過半数を占める任意の指名・報酬委員会の審議、答申を踏まえて、取締役会において決定しております。

ロ．当該決定方針の内容

基本的な考え方

・代表取締役及び事業部長を兼務する取締役に対しては、月額固定報酬及び業績連動報酬を支給する。
・監査等委員である取締役に対しては、月額固定報酬を支給する。
・月額固定報酬については、当社の大卒初任給月額の10倍以内とする。
・業績連動報酬については、その支給額が月額固定報酬の年間合計額を超えない水準にする。
・業績連動報酬については、連結営業利益の0.1%に役位別乗数を掛けたものとし、定時株主総会終了後に支給する。

役位別乗数

役位	乗数
取締役社長	6
取締役	4

② 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役（監査等委員を除く）及び取締役（監査等委員）の個人別の報酬額については、株主総会の決議により決定された報酬の総額の範囲内で、指名・報酬委員会が審議を行います。取締役（監査等委員を除く）の個人別報酬については、取締役会の決議により授権された指名・報酬委員会が決定し、取締役（監査等委員）の個人別報酬については、監査等委員の協議により決定しております。

権限を委任している理由は、当社は取締役会のもとにその決議・諮問機関として、独立社外取締役が過半数を占める任意の指名・報酬委員会を設置することにより、取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するためであります。

なお、指名・報酬委員会は、取締役会が指名した取締役（過半数は独立社外取締役）で構成されております。当事業年度において指名・報酬委員会は３回開催されており、各委員の出席状況は以下のとおりです。

氏　　名	地　　位	出席回数
波多野　淳　彦	代表取締役社長	３回
捻　橋　かおり	社外取締役（監査等委員）	３回
鵜　飼　裕　之	社外取締役（監査等委員）	３回
栗　原　　博	社外取締役（監査等委員）	３回

③ 取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものと取締役会が判断した理由

取締役の報酬額については、指名・報酬委員会が決定方針との整合性を含めた検討を行ったうえで決定していることから、取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④　当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	85 (－)	54 (－)	31 (－)	－ (－)	3 (－)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	35 (18)	35 (18)	－ (－)	－ (－)	5 (4)
合計 （うち社外取締役）	121 (18)	89 (18)	31 (－)	－ (－)	8 (4)

（注）１．法人税法第34条第１項第３号イに規定する「事業年度の利益の状況を示す指標」は、「連結営業利益」としております。当該指標を選択した理由は、営業利益が最も本業における目標達成度を判断するうえで重要と考えているからであります。

２．算出に当たり使用する「連結営業利益」は当該業績連動報酬を損金経理する前の金額としております。
なお、当連結会計年度に係る業績連動報酬は、業績連動報酬損金経理前の連結営業利益2,271,084千円を算定の基礎としております。

３．各取締役への支給金額については、１万円未満切捨てとしております。

４．当社は役員の報酬総額について、取締役（監査等委員を除く）については年額200百万円以内、取締役（監査等委員）については年額50百万円以内とする旨、2019年６月21日開催の第56回定時株主総会において決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は４名、取締役（監査等委員）の員数は４名（うち社外取締役３名）です。

５．上記には、2023年６月23日開催の第60回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員）１名を含んでおります。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役（監査等委員）捻橋かおり氏は、辻巻総合法律事務所の弁護士であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

同氏は、株式会社ＡＣＳＬの社外取締役（監査等委員）であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

取締役（監査等委員）鵜飼裕之氏は、学校法人東邦学園の理事及び学校法人東邦学園愛知東邦大学の学長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

同氏は、株式会社トーエネックの社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

取締役（監査等委員）栗原博氏は、一般社団法人日本テレワーク協会の会長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

同氏は、ギグワークス株式会社の社外取締役、株式会社ヒューマンライフの社外取締役及び株式会社サイバーセキュリティクラウドの社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係

該当事項はありません。

③　当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役(監査等委員) 捻　　橋　　か　お　り	当事業年度に開催された取締役会12回全てに、監査等委員会13回全てに出席いたしました。弁護士として法律に関する専門的な知識と経験から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。 指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会３回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
取締役(監査等委員) 鵜　　飼　　裕　　之	当事業年度に開催された取締役会12回全てに、監査等委員会13回全てに出席いたしました。大学組織の経営経験、長年にわたる学識経験者としての貴重な経験と幅広い見識から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。 指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会３回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
取締役(監査等委員) 栗　　原　　博	2023年６月23日就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回全てに、監査等委員会10回全てに出席いたしました。長年にわたる経営者としての豊富な経験と幅広い見識から意見を述べるなど、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。 指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会３回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

④　当社親会社等又は当該親会社等の子会社等から当事業年度において役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

５．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	28百万円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28百万円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

３．当社の重要な子会社である、ASTI ELECTRONICS INDIA PRIVATE LIMITED、ASTI INDIA PRIVATE LIMITED、ASTI ELECTRONICS HANOI CORPORATION、ASTI ELECTRONICS CORPORATION、ASTI RESEARCH AND DEVELOPMENT VIETNAM CORPORATION、杭州雅士迪電子有限公司、浙江雅士迪電子有限公司、ASTI MANUFACTURING PHILIPPINES INC.は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

６．会社の体制及び方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針を以下のとおり定めております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という。）は、コンプライアンス体制に関する社内規程に基づき、取締役及び従業員が法令及び定款並びに当社の経営理念を遵守した行動をとるための行動規範を定める。

② リスク管理・コンプライアンス委員会を設け、当社グループにおけるコンプライアンスの取組みを横断的に統括することとし、同委員会を中心に取締役及び従業員教育等を行う。

③ 内部監査室は、コンプライアンスの状況を定期的に監査しリスク管理・コンプライアンス委員会に報告し、同委員会は経営に係るリスクについては取締役会及び監査等委員会に報告する。

④ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした態度で組織的に対応するものとし、一切の関係を遮断するとともに、これらの活動を助長するような行為は行わない。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 取締役の職務執行に係る情報を、社内規程に従い文書又は電磁的媒体（以下「文書等」という。）に記録し、法令及び社内規程に従って適切に保存及び管理する。

② 取締役は、必要に応じ文書等を閲覧することができる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① リスク管理・コンプライアンス規程に基づき、当社又は当社子会社において発生しうるリスクに適切に対応するため、組織単位毎にリスク管理責任者を置き、部門のリスク管理業務を統括する。

② 内部監査室は、リスク管理責任者と連携し、各部門のリスク管理状況の監査を実施する。

③ リスク管理責任者及び内部監査室は、各部門のリスク管理状況を定期的にリスク管理・コンプライアンス委員会に報告し、同委員会は経営に係るリスクについては取締役会及び監査等委員会に報告する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 社内規程等により、取締役の業務分担を定め、責任分野を明確にし、効率的に職務を執行する。

② 経営会議を設置し、取締役会から権限委譲された事項に関して審議を行い、迅速な意思決定を行う。

③ 指名・報酬委員会を設置し、役員の指名・報酬に関する客観性、公平性を担保する。

④ 全社的な経営目標達成に向けて、各部門が実施すべき具体的な事業計画及び数値目標を含めた効率的な達成方法を充分な協議のなされた後に取締役会にて決定し、その決定内容を取締役会・社員全員が共有する。

⑤ 業務執行取締役が月次の業績検討会及び業務報告書にてその進捗状況を点検・精査し、効率化の阻害要因を排除・低減するなどの改善を促すことにより、目標達成の確度を高める。

(5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 当社グループは、相互に独立性を尊重しつつ、綿密な連携を保ち、統一された経営理念と基本戦略を共有する。

② 社内規程に基づき、当社子会社管理主管部署は、効率的に経営目的を達成できるよう子会社を管理指導する。

③ 当社の事業方針のもと、重要な当社子会社案件については、当社にて稟議又は取締役会等の承認を要する。

④ 内部監査室は、定期又は臨時に子会社の実地監査を行い、リスク管理及びコンプライアンス体制を監視する。

⑤ 当社の取締役等と当社子会社の取締役等は、定期的に会議を開催し、子会社状況の報告及び課題の検討等を行う。

⑥ 重要な子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人による監査を実施する。

(6) 当社の監査等委員会がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

① 監査等委員会がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と協議の上、内部監査室をはじめとした従業員の中から若干名の適任者を置く（監査等委員会を補助すべき取締役

は置かない。）。

② 監査等委員会よりその職務の補助を要請された使用人は、その要請に関して取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び上長の指揮命令を受けない。

③ 使用人の任命、異動、評価、指揮命令権限等は、監査等委員会の事前の同意を得るものとする。

(7) その他の当該監査等委員会設置会社の監査等委員への報告に関する体制

① 監査等委員は重要な会議に出席し、意見を述べる。

② 監査等委員は重要書類を閲覧し、監査等委員の要請に応じて取締役及び従業員は必要な説明及び報告を行う。

③ 取締役及び従業員は、当社に関係する組織的又は個人的法令違反行為もしくはそれに類する不正行為等を発見したときは、速やかに監査等委員会へ報告する。

④ 当社子会社の監査役は、当該子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けたときは、当社監査等委員会へ報告しグループ全体の業務の適正を図る。

⑤ 内部監査室は、監査の結果を定期的に適切な方法により監査等委員会に報告する。

(8) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

社内規程において、従業員等が監査等委員会に直接通報を行うことができることを定め、法令違反等を早期に発見する体制を整備するとともに、通報者に不利益が生じないことを確保する。

(9) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員又は監査等委員会が社外の専門家に対して助言を求める又は調査、鑑定その他の事務を委託するなど職務の遂行に伴う費用を請求するときは、当該請求に係る費用が監査等委員の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、これを拒むことができない。

(10) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査等委員は、代表取締役社長、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。

② 内部監査室は、日常業務全般について定期的に往査を実施し、監査等委員会とも連携して統制活動全般において監視機能の強化を図る。

７．業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針に基づき、以下のとおり運用を行っております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための取組み

行動指針やコンプライアンスに関する社内規程を制定し、周知徹底を図るとともに社内研修を実施し、コンプライアンスに関する意識向上を図っております。

内部監査室は、コンプライアンスの状況を定期的に監査し、リスク管理・コンプライアンス委員会に報告し、同委員会は期末に開催した取締役会に報告しております。

反社会的勢力に関する社内規程を制定し、反社会的勢力との一切の関係を遮断するよう啓蒙を行っております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する取組み

取締役会議事録や関連資料など職務執行に係る情報については、社内規程に従い適切に保管し、必要に応じて閲覧できるように保存及び管理を行っております。

(3) 損失の危険の管理に関する取組み

組織単位毎に管理責任者を設置し、リスク管理・コンプライアンス委員会を４回開催して、全社横断的な取組みを行っております。

内部監査室は、各部門のリスク管理状況の監査を実施しております。

リスク管理責任者は、各部門のリスク管理状況を定期的にリスク管理・コンプライアンス委員会に報告し、同委員会は期末に開催した取締役会に報告しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための取組み

取締役会を12回開催し、経営方針、事業計画、重要な投資・事業案件の審議を行っております。

経営会議を24回開催し、取締役会から権限委譲された事項に関して迅速な意思決定を行っております。

指名・報酬委員会を３回開催し、役員の指名・報酬に関する客観性、公平性を担保しております。

月次で業績検討会を開催し、経営方針の伝達、事業計画の進捗状況の確認を行っております。

(5) 企業集団における業務の適正を確保するための取組み

内部監査室は、年度計画に従って当社各部門及び子会社の監査を35回行

い、リスク管理及びコンプライアンス体制を監視しております。

子会社の重要な経営事項に関して、当社の経営会議又は取締役会等で承認を行っております。

月次で海外拠点情報共有会を開催し、WEB会議によりすべての子会社の経営環境や事業計画の進捗状況の確認を行っております。

すべての子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人による監査を受けております。

(6) 監査等委員会の監査の実効性を確保するための取組み

常勤監査等委員は、経営会議その他重要会議に出席し、意見を述べております。

常勤監査等委員は、稟議書その他重要書類を閲覧し、必要に応じて説明及び報告を求め、その結果を監査等委員会に報告しております。

内部監査室は、内部監査の結果を年２回監査等委員会に報告しております。

内部通報制度を設置し、監査等委員長及び総務部長を公益通報者保護法における従事者として運用を行っております。

監査等委員の職務執行に掛かる費用は、監査等委員会からの提案に基づいて予算に組み込まれて、適切に執行されております。

監査等委員会は、代表取締役社長と意見交換会を行う他、監査法人と定期的に協議を行いました。

監査等委員である社外取締役による工場視察を実施しました。

（注）　本事業報告の金額の記載につきましては、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2024年３月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**30,918,962**	**流動負債**	**14,131,217**
現金及び預金	3,189,292	支払手形及び買掛金	5,100,163
受取手形及び売掛金	8,589,231	短期借入金	6,428,343
電子記録債権	1,574,860	リース債務	51,171
商品及び製品	1,967,849	未払金	1,492,185
仕掛品	1,470,848	未払法人税等	193,333
原材料及び貯蔵品	12,938,545	賞与引当金	600,132
未収入金	834,923	製品保証引当金	11,342
その他	353,943	その他	254,546
貸倒引当金	△533	**固定負債**	**9,560,425**
固定資産	**17,091,380**	長期借入金	9,222,409
有形固定資産	**14,794,830**	繰延税金負債	34,005
建物及び構築物	7,467,131	退職給付に係る負債	161,179
機械装置及び運搬具	3,900,957	リース債務	21,925
工具、器具及び備品	469,141	その他	120,905
土地	2,628,648	**負債合計**	**23,691,642**
リース資産	64,658	**純資産の部**	
建設仮勘定	264,292	**株主資本**	**21,900,666**
無形固定資産	**910,411**	資本金	2,476,232
投資その他の資産	**1,386,139**	資本剰余金	2,640,082
投資有価証券	682,753	利益剰余金	17,203,140
繰延税金資産	446,348	自己株式	△418,789
その他	259,036	**その他の包括利益累計額**	**2,385,011**
貸倒引当金	△1,999	その他有価証券評価差額金	378,766
		為替換算調整勘定	2,006,245
		非支配株主持分	**33,023**
		純資産合計	**24,318,701**
資産合計	**48,010,343**	**負債純資産合計**	**48,010,343**

連結損益計算書

（2023年４月１日から
2024年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		63,607,975
売上原価		56,431,977
売上総利益		7,175,998
販売費及び一般管理費		4,941,536
営業利益		2,234,461
営業外収益		1,071,318
受取利息及び配当金	94,686	
為替差益	805,648	
補助金収入	68,664	
その他	102,319	
営業外費用		224,463
支払利息	141,938	
デリバティブ評価損	40,958	
その他	41,565	
経常利益		3,081,316
特別利益		309,524
固定資産売却益	31,088	
補助金収入	278,436	
特別損失		22,085
固定資産処分損	22,085	
税金等調整前当期純利益		3,368,756
法人税、住民税及び事業税	696,847	
法人税等調整額	△37,286	659,560
当期純利益		2,709,196
非支配株主に帰属する当期純利益		13,783
親会社株主に帰属する当期純利益		2,695,412

連結株主資本等変動計算書

（2023年４月１日から
2024年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,476,232	2,640,082	14,789,076	△417,807	19,487,583
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△281,348		△281,348
親会社株主に帰属する当期純利益			2,695,412		2,695,412
自己株式の取得				△981	△981
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					－
連結会計年度中の変動額合計	－	－	2,414,063	△981	2,413,082
当期末残高	2,476,232	2,640,082	17,203,140	△418,789	21,900,666

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	340,063	1,259,898	1,599,961	17,231	21,104,777
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△281,348
親会社株主に帰属する当期純利益					2,695,412
自己株式の取得					△981
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	38,703	746,346	785,050	15,791	800,841
連結会計年度中の変動額合計	38,703	746,346	785,050	15,791	3,213,924
当期末残高	378,766	2,006,245	2,385,011	33,023	24,318,701

貸借対照表

（2024年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**17,627,287**	**流動負債**	**9,885,466**
現金及び預金	815,503	買掛金	2,173,179
売掛金	5,446,353	短期借入金	4,300,000
電子記録債権	1,574,860	1年内返済予定の長期借入金	1,955,880
商品及び製品	996,456	リース債務	17,440
仕掛品	882,734	未払金	725,544
原材料及び貯蔵品	6,132,581	未払費用	77,792
前払費用	83,118	未払法人税等	89,470
未収入金	929,107	前受金	3,326
その他	767,350	預り金	15,177
貸倒引当金	△779	賞与引当金	488,013
固定資産	**17,824,946**	製品保証引当金	11,342
有形固定資産	**8,525,196**	その他	28,297
建物	4,425,304	**固定負債**	**9,234,773**
構築物	249,589	長期借入金	9,212,848
機械及び装置	1,142,460	リース債務	21,925
車両運搬具	2,217	**負債合計**	**19,120,239**
工具、器具及び備品	296,455	**純資産の部**	
土地	2,239,547	**株主資本**	**15,953,227**
リース資産	35,262	**資本金**	**2,476,232**
建設仮勘定	134,358	**資本剰余金**	**2,675,056**
無形固定資産	**92,707**	資本準備金	2,675,056
借地権	7,793	**利益剰余金**	**11,220,727**
ソフトウェア	83,333	利益準備金	50,146
ソフトウェア仮勘定	850	その他利益剰余金	11,170,581
その他	731	固定資産圧縮積立金	21,744
投資その他の資産	**9,207,042**	別途積立金	5,640,000
投資有価証券	682,753	繰越利益剰余金	5,508,837
関係会社株式	1,465,753	**自己株式**	**△418,789**
出資金	60	**評価・換算差額等**	**378,766**
関係会社出資金	2,677,884	その他有価証券評価差額金	378,766
関係会社長期貸付金	4,012,950	**純資産合計**	**16,331,994**
差入保証金	15,787		
保険積立金	184,351		
繰延税金資産	310,069		
その他	1,500		
貸倒引当金	△144,068		
資産合計	**35,452,233**	**負債純資産合計**	**35,452,233**

損 益 計 算 書

（2023年４月１日から
2024年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**36,826,917**
売上原価		**32,946,139**
売上総利益		**3,880,778**
販売費及び一般管理費		**3,144,246**
営業利益		**736,532**
営業外収益		**667,892**
受取利息及び配当金	602,948	
為替差益	10,989	
助成金収入	1,397	
補助金収入	8,212	
その他	44,345	
営業外費用		**85,835**
支払利息	68,721	
その他	17,113	
経常利益		**1,318,590**
特別利益		**307,832**
固定資産売却益	29,396	
補助金収入	278,436	
特別損失		**399,185**
固定資産処分損	12,195	
関係会社株式評価損	245,398	
関係会社貸倒引当金繰入額	141,591	
税引前当期純利益		**1,227,237**
法人税、住民税及び事業税	202,456	
法人税等調整額	81,449	283,906
当期純利益		**943,331**

株主資本等変動計算書

（2023年４月１日から
2024年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
					固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	2,476,232	2,675,056	2,675,056	50,146	21,744	5,640,000	4,846,854	10,558,745	△417,807	15,292,225
事業年度中の変動額										
剰余金の配当							△281,348	△281,348		△281,348
当期純利益							943,331	943,331		943,331
自己株式の取得									△981	△981
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）										－
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	－	661,982	661,982	△981	661,001
当期末残高	2,476,232	2,675,056	2,675,056	50,146	21,744	5,640,000	5,508,837	11,220,727	△418,789	15,953,227

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	340,063	340,063	15,632,289
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△281,348
当期純利益			943,331
自己株式の取得			△981
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	38,703	38,703	38,703
事業年度中の変動額合計	38,703	38,703	699,704
当期末残高	378,766	378,766	16,331,994

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年５月10日

ＡＳＴＩ株式会社
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人

浜　松　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　田　中　勝　也

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　岡　本　周　二

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、ＡＳＴＩ株式会社の2023年４月１日から2024年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＡＳＴＩ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚

偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年５月10日

ＡＳＴＩ株式会社
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人

浜　松　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田　中　勝　也
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岡　本　周　二

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ＡＳＴＩ株式会社の2023年４月１日から2024年３月31日までの第61期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽

表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2023年４月１日から2024年３月31日までの第61期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①　監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門及びその他の関係部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（令和３年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年５月13日

ＡＳＴＩ株式会社　監査等委員会

常勤監査等委員　百鬼直樹　㊞

監査等委員　捻橋かおり　㊞

監査等委員　鵜飼裕之　㊞

監査等委員　栗原博　㊞

（注）　監査等委員 捻橋かおり、鵜飼裕之及び栗原博は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の経営環境等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金150円

配当総額　468,869,850円

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年６月24日

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（３名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会の提案に基づき、取締役会で決定したものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	波多野（はたの）　淳彦（あつひこ） （1962年１月21日）	1985年４月　通商産業省（現 経済産業省）入省 2008年７月　在中国日本大使館公使 2012年７月　経済産業省貿易経済協力局審議官 2013年６月　国際協力銀行執行役員 2015年７月　経済産業省中部経済産業局長 2018年１月　当社入社 2018年３月　当社企画本部長 2018年６月　当社常務取締役企画本部長兼開発本部長 2018年10月　当社常務取締役経営本部長兼新規事業部長 2020年10月　当社代表取締役社長兼経営本部長兼新規事業部長（現任）	7,700株
	【取締役候補者とした理由】 波多野淳彦氏は、経済産業省時代の豊富な行政経験と知見を有するとともに、海外での経験も多く有しております。当社グループが今後も持続的な成長を果たしていくうえで、その豊富な経験と知見が経営に必要であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		
2	原（はら）　一隆（かずたか） （1964年１月１日）	2003年１月　当社入社 2014年12月　当社技術開発部長 2017年４月　当社電子機器事業部長 2017年６月　当社取締役電子機器事業部長 2018年10月　当社取締役開発事業部長（現任）	6,400株
	【取締役候補者とした理由】 原一隆氏は、入社以来技術部門に携わり、技術分野における高い能力と専門性を有しております。当社グループが今後も持続的な成長を果たしていくうえで、これまでの技術部門での経験を活かすことにより当社グループの企業価値向上のために貢献できると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	深田弘文（ふかだひろふみ） （1963年11月26日）	1986年４月　当社入社 2000年４月　当社竜洋工場（旧磐田工場）工場長 2005年７月　当社浅羽工場（現袋井工場）工場長 2010年12月　ASTI ELECTRONICS INDIA PRIVATE LIMITED社長 2015年10月　当社掛川工場工場長 2018年６月　当社執行役員掛川工場工場長 2019年２月　当社執行役員ハーネス事業部長 2020年６月　当社取締役ハーネス事業部長（現任）	3,900株
	【取締役候補者とした理由】 深田弘文氏は入社後、営業部門、製造部門及び海外子会社のトップとして広範囲な業務を体験し、この間に得られた貴重な知見とスポーツマンとして培われた指導力や豊かな人間性がこれからの企業運営に必要な人材であると考え、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		

（注）１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．各候補者の所有する当社の株式の数には、ＡＳＴＩ役員持株会における本人持分を含めて記載しております。
３．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる株主代表訴訟、第三者訴訟及び会社訴訟において発生する損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

監査等委員会の意見

監査等委員会は、監査等委員でない取締役の選任議案について、指名・報酬委員会（監査等委員である社外取締役３名全員が出席）での議論を確認し、慎重に検討を行いました。

その結果、各候補者は適任であると判断いたしました。

【ご参考】

本株主総会後の取締役会の構成及び専門性・経験等

氏　名	地　位	企業経営	工場運営	技術・イノベーション	グローバル	財務・会計	法務・リスクマネジメント
波多野　淳　彦	代表取締役社長	●			●	●	
原　　一　隆	取締役			●			
深　田　弘　文	取締役		●				
百　鬼　直　樹	取締役 （常勤監査等委員）					●	
捻　橋　かおり	社外取締役 （監査等委員）						●
鵜　飼　裕　之	社外取締役 （監査等委員）			●			
栗　原　　博	社外取締役 （監査等委員）	●			●		

※1．第2号議案が原案どおり承認可決された場合の経営体制は、上記のとおりとなる予定であります。

2．上記一覧は、各取締役が有するすべての専門性や経験等を示すものではありません。

以　上

株主総会会場ご案内図

会　場：ホテルクラウンパレス浜松　４階　芙蓉の間

静岡県浜松市中央区板屋町110番地17　☎053－452－5111

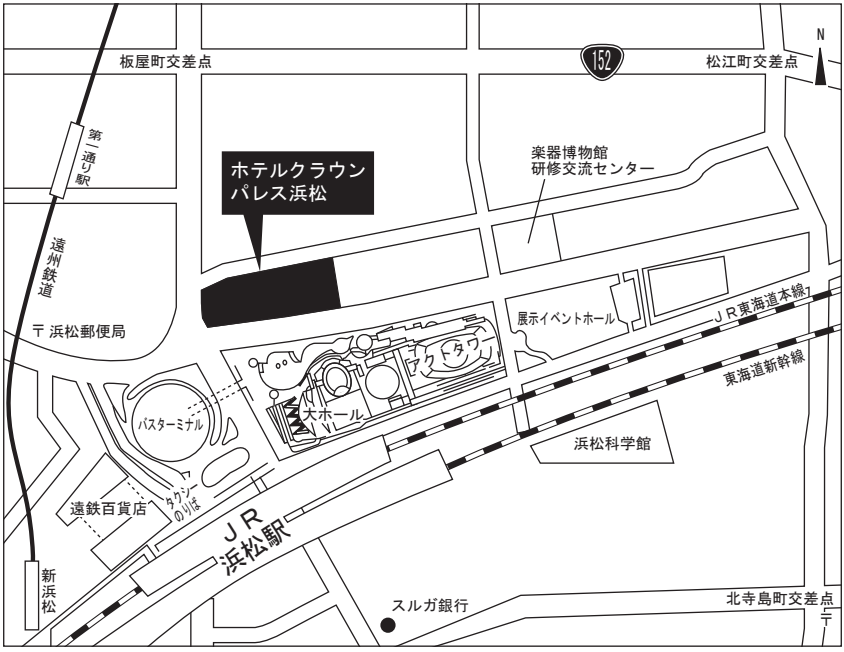

交通のご案内

●ＪＲ浜松駅より徒歩３分

ホテルクラウンパレス浜松の提携駐車場をご利用の方は、お帰りの際受付にて駐車券をご提示のうえお申し付けください。

ホテル提携駐車場　１．Ｐふら～っと２４　２．丸倉本社モータープール
３．丸倉広小路モータープール

≪工場見学会のご案内≫

株主総会終了後、ご出席の株主様を対象に掛川工場の見学会を開催いたします。
なお、工場見学会の終了時刻（ホテル帰着）は、16時頃の予定です。
また、昼食はご用意させていただきます。

スマート招集

本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
https://p.sokai.jp/6899/